

まち美化パートナー制度 Q&A

Q：今までのボランティア活動とどこが違うの？

A：自発的に行っていただくことや活動内容は、同じです。

この制度では、単発的な活動ではなく「里親」という趣旨から長期的な美化活動を期待するものです。市民と行政が役割について合意を交わし活動内容を明確にすることで、今まで以上に活動団体が責任と安心を持って活動していただけます。

Q：既存の活動で、まち美化制度に申請することはできるの？

A：申請できます。

ただし、この制度は「美化効果」や「地域コミュニティづくり」、「まちづくり効果」を目的としています。物品の助成を目的としたものではないことをご理解ください。また、他の制度で既に補助を受けているときには、申請できない場合があります。

Q：なにを目的としているの？

A：先に記載していますが、長期間のボランティア活動によるまちづくりの美化、その活動に関わることで醸成される連帯感及び地域コミュニティ、愛着心を育むまちづくり効果の促進を目的としています。

Q：だれでも申請できるの？

A：5名以上のグループ・団体で、この制度の趣旨に合致したものであればどなたでも申請できます。担当課にご相談ください。

Q：子ども達だけでも参加できるの？

A：代表者は成人の方をお願いします。また、高校生以下の方が活動する場合は、必ず保護者や学校の先生の監督のもとに活動してください。

Q：どんな活動を、どのくらいの頻度で活動すればいいの？

A：公共施設の空き缶、吸殻などの散乱ごみの収集や清掃、除草、花や木の植栽・管理です。活動回数については無理のない程度で結構です。

Q：いつ活動するの？

A：活動グループ・団体の中で話し合って、日程調整してください。

Q：活動中にケガをしたら、どうしたらいいの？

A：福井市で、「賠償補償保険」に加入しています。活動中にケガをしたら、すみやかに担当課へご連絡ください。

Q：どんなものを支給・貸与してくれるの？

A：基本的に、活動に必要なほうき、ちりとり、草刈鎌などです。
それぞれの公共施設によって基準が異なりますので、担当課にお問い合わせください。

Q：物品の支給・貸与を申請する手続きは？

A：「物品等給付（貸与）申請書」を提出していただいた後、申請者に決定通知を送付します。その後、物品を支給（貸与）します。物品によっては返還していただく場合がありますので、担当課へお問い合わせください。

Q：どんな看板を設置してくれるの？

A：希望により、市が団体名を記載した「標示板」を設置しますが、取り組む場所によって大きさ・形・標示内容異なります。また、安全上、設置できない場合もあります。
詳しくは、担当課へお問い合わせください。

Q：ごみの処理はどうするの？

A：活動により発生したごみは、あらかじめ配布した市指定のごみ袋により、お近くのごみステーションから搬出していただくことになります。また、古タイヤ・家電製品など不法投棄物については、活動の申込みをした担当課にお問い合わせください。